

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年5月15日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン石巻ショッピングセンター

石巻市蛇田西部土地区画整理事業15街区

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

イオンリテール株式会社代表取締役 村井 正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 市町村の意見の概要

イオン石巻ショッピングセンターは集客能力が高く、周辺道路は日頃から混雑している状況にあり、東日本大震災の復興に携わる大型車両の通行量も多いため、今回の計画の開店時刻の繰り上げにより早朝の自動車等の往来が増すことが考えられる。

同ショッピングセンター周辺地域は住宅地が形成され、かつ、石巻市立蛇田中学校に隣接しているため、特に静穏が求められる地域であるとともに、通学時間帯における交通事故が危惧される。

このことから、同ショッピングセンター周辺の自動車騒音等への対策を含め、交通安全対策について最善の配慮をされたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

6 縦覧期間

平成25年5月15日から平成25年6月17日まで（ただし、閉庁日を除く。）